

地域代表協議会運営規則

2015年7月26日 地域代表協議会で可決
最終改定 2016年11月13日
緑の党グリーンズジャパン規則第10号

(目的)

第1条 この規則は緑の党規約により設置される総会に次ぐ決定機関である地域代表協議会の適正かつ効率的な運営の為に規定するものです。

(構成)

第2条 地域代表協議会は各ブロックから選出された全委員で構成されます。

2 委員の中から次の通り議長、副議長を選出します。

議長 1名

副議長 2名

3 全国の共同代表及び運営委員は地域代表協議会に出席し、必要な場合に説明及び意見を述べる義務を持ちます。

(開催要件)

第3条 運営委員会は以下の場合に地域代表協議会を招集します。

- (1) 任期満了後に新たに委員が選出された場合
- (2) 党の規約に基づき運営委員会が招集する場合
- (3) 議長・副議長が全員欠けた場合

*規約24条(召集)参照

第24条 地域代表協議会は、次の各号に該当する場合に運営委員会が招集します。

- (1) 運営委員会が必要と判断した場合
- (2) 地域代表協議会を構成する全委員の5分の1以上の要求があった場合
- (3) 全会員のうち20分の1以上の要求があった場合

(開催場所)

第4条 議長は、各地域で地域代表協議会を開催出来るように、地域代表協議会での議論に基づき、次回の開催場所を決定します。

(参加)

第5条 委員が事情により自ら出席出来ない場合は、他の会員の代理出席や他の出席者や議長への委任も可とします。

2 出席は議事会場での参加を原則としますが、IT機器を使った遠隔からの参加(以下「IT参加」、それによる出席者を「IT参加者」と略称)を選択出来る事とします。

この場合、別途に定めたガイドラインに沿って、協議会の議論を進めます。

(被委任者欠席の扱い)

第6条 他の出席者への委任状が事前提出され、被委任者が当日欠席となった場合は、議長委任として扱います。

(定足数)

第7条 委員の過半数の出席(代理出席及び委任を含む)をもって、地域代表協議会の成立とします。

この場合、IT参加も出席と扱います。議事途中でIT通信に一時的な支障が生じたとしても定足数上は常時出席していたとみなします。

(決議)

第8条 決定は、出席者(代理出席者及び被委任者を含む。以下同じ)の過半数の賛成にて行います。

2 IT参加者は、IT通信の一時的な支障等で賛否が会場側で確認出来ない場合に備えて、あらかじめ議決について議長や他委員に委任しておくよう努めます。委任がなかった場合、そのIT参加者は棄権とみなします。

(議長、副議長の任務)

第9条 議長は地域代表協議会を開催し、議事を適

宜整理し、充実した議論及び結論を出せるように計らうものとします。

2 副議長は議長を補佐し、地域代表協議会が充実した議論及び結論を出せるように計らうものとします。

(議長・副議長選出)

第 10 条 新委員選出後の最初の協議会の最初の議事にて、議長と副議長を選出します。任期は次期委員による最初の協議会開催前までとします。

2 選出議事においては、会場出席の委員から次の順序で暫定議長を選出し議事進行します。

- (1) 前議長
- (2) 前副議長（2人いる場合は互選）
- (3) 前議長の出身ブロックから互選
- (4) 前副議長の出身ブロックから互選
- (5) 会場が地理的に属するブロックから互選

(議長、副議長が欠けた場合)

第 11 条 議長・副議長が欠けた場合、直近の協議会の最初の議事において、議長・副議長を追加選出します。この場合の任期も、次期任期委員による最初の協議会開催前までとします。

(議長・副議長選出資料)

第 12 条 議長・副議長選出の参考に、事前に自薦・他薦文を地域代表協議会の招集通知資料に添付する様に努めます。

(議長・副議長解任)

第 13 条 出席過半数の解任賛成により、議長・副議長を解任できます。

2 解任された場合、新たな議長・副議長選出を他の議案に先立って行います。

3 全議長・副議長が解任された場合には、仮議長を出席者から互選します。

(事務局)

第 14 条 議長・副議長は、次の事項について議長・副議長を補佐する目的で、委員で構成される事務局を設置出来ます。

- (1) 地域代表協議会開催場所の決定
- (2) 地域代表協議会の議題の整理
- (3) 地域代表協議会の時間割作成

(付議事項)

第 15 条 地域代表協議会は、規約第 23 条に基づき、次の各号に定める事項を決定します。ただし、総会で確認された方針等に反することはできません。また、総会に付議しなければならない事項は当然決定できず、2 項の総会議案の提案権を有する運営委員会に対する意見表明となります。

- (1) 党規約にもとづいた規則の制定及び改廃に関する事項
- (2) 総会で決定された社会ビジョンや基本政策の基本的事項にもとづく具体的な政策に関する事項
- (3) 都道府県本部より提案された事項
- (4) 会員の 20 分の 1 より提案された事項
- (5) その他必要な事項

2 前項の他、地域代表協議会は運営委員会より以下の項目について報告を受け意見を述べるものとします。

- (1) 予算執行や方針にもとづく活動状況に関する事項
- (2) 総会に提案する予算策定や方針の原案に関する事項
- (3) 総会に提案する決算報告や活動報告の原案に関する事項
- (4) その他必要な事項

(議事提案)

第 16 条 円滑な議事を進行させるために、議事提案は事前に行い検討時間を十分確保するように計らうこととします。

(会議の場での緊急議事提案)

第 17 条 地域代表協議会での議論の中で提案された議事提案については、内容及び緊急性により議長の判断で議題にすることは可能ですが、出席者の 5 分の 1 以上の賛成がある事を議長が確認した場合は、議題としなければなりません。

(参加費補助)

第18条 地域代表協議会への参加費(運賃及び宿泊料)に対する本部会計からの補助が出される場合、参加者へのその配分方法は議長が提案し、地域代表協議会の過半数の賛成で決定します。

過半数の賛成が得られない場合は、地域代表協議会の議論で修正の上、過半数の賛成で決定とします。

(書記の仕事)

第19条 各ブロック持ち回りで、次の書記の任務を担当します。

- (1) 地域代表協議会での記録を取る
- (2) (1) から概ね2週間以内に、会員向けの報告書を作成する
- (3) (1) から概ね1ヶ月以内に、会議録を作成する

2 議長、副議長が(2)(3)について、内容を確認の上、議長名にて速やかに公表します。

附則

本規則は、2015年7月27日から施行します。

- 2 ただし、第5条については施行から一年経過後の最初の地域代表協議会において、運営実態を踏まえた見直しを行うこととします。

本規則は、2016年11月14日から施行します。